

### ③【配偶者・子以外の三親等以内の親族を扶養に入れる】

|  |  |   |
|--|--|---|
| 必須提出   | ①「健康保険被扶養者（異動）届」②「住民票（原本）」（世帯主および続柄記載・マイナンバー記載・対象者世帯全員分）<br>③「被扶養者調書」（健保指定の書式）④「優先扶養義務者※の収入を証明する書類」<br>※①②はマイナンバーの記載があるため、書類は必ずご自身で取り扱い、他の方が見ることがないように「開封厳禁」と記載した封筒に入れて、サンタ社会保険労務士法人に送付してください。 |   |
| 追加の事由  | 事由により必要となる添付書類   |   |
| 退職   | 下記（１）～（３）のうち該当するものすべて  |   |
|  | （１）対象者が雇用保険に加入していたとき   | 雇用保険の受給に関する誓約書 および<br>下記 a)～d) のいずれか<br>a) 離職票 1 および 2（全面コピー） c) 受給期間延長通知書（全面コピー）<br>b) 雇用保険受給資格者証（両面コピー） d) 雇用保険資格喪失確認通知書（全面コピー） |
|  | （２）対象者が雇用保険に加入していなかったとき  | 源泉徴収票（退職日の記載があるもの）  |
|  | （３）対象者が傷病手当金の継続給付を受けているとき  | 傷病手当金の支給決定通知（日額・対象期間の記載があるもの）   |
| ※雇用保険の求職者給付（失業等給付）を受給し始めたときは、基本手当日額によっては扶養から外す手続きが必要となります。 |  |   |
| 収入減  | 下記（１）～（４）のうち該当するものすべて  |   |
|  | （１）① 給与収入が減ったとき  | 直近3か月の給与明細（コピー）   |
|  | （２）② 事業収入・不動産収入が減ったとき  | 前年度の確定申告書および収支内訳書（コピー）  |
|  | （３）③ 年金（厚生・老齢・障害・遺族・企業）の受給額が減ったとき  | 年金額改定通知書または年金振込通知書（コピー）   |
| （４）契約の変更等により収入が減ったとき                                       | 雇用契約書または労働契約書（コピー）   |   |
| 被保険者の加入と同時   | 下記（１）～（３）のうち該当するもの   |   |
|  | （１）給与収入があるとき   | 直近3か月の給与明細（コピー）   |
|  | （２）事業収入・不動産収入があるとき   | 前年度の確定申告書および収支内訳書（コピー）  |
|  | （３）年金（厚生・老齢・障害・遺族・企業）を受給しているとき   | 年金額改定通知書または年金振込通知書（コピー）   |
| （４）対象者に収入が無いとき   | 非課税証明書（原本）<br>※非課税証明書に収入額の記載がある場合は、離職票・退職証明書など 退職日の分かる証明書が必要となります。   |   |
| ※要確認※<br>別居している<br>場合                                      | 自己都合による別居（単身赴任手当が支給されていない）とき   | 振込時の利用明細書（コピー）※送金日、送金人、受取人、金額 がわかるもの<br>仕送り額に関する誓約書（健保指定の書式）<br>対象者の「戸籍謄本」（原本）  |
|  | 会社が認めた単身赴任（単身赴任手当が支給されている）とき   | ※追加となる書類はありません  |

#### 祖父母・父母・兄弟姉妹・孫以外は同居が必須条件となります。

※優先扶養義務者とはその認定対象者の「配偶者」、認定対象者が母の場合「父」や、「兄弟姉妹」、配偶者の母の場合は「配偶者の父」はもちろん、被保険者の「配偶者の兄弟姉妹」などが優先扶養者になります。被保険者以外にその認定対象者を扶養するべき人がいる場合は認められません。扶養義務者の優先順位は、収入や同居の有無、扶養しなければならない理由などを総合的に審査し、健保組合で判断致します。

注1： 家族の状況に変化が生じた場合はすみやかに手続きを行う必要があります。届出忘れのないように、ご注意ください。

注2： 別居の場合、手渡し・家族カードによる口座の共有等、第三者が確認できない方法での仕送りは認められません。

注3： 自営業で、従業員を雇用している方は、健康保険の扶養の概念上、原則として被扶養者として対象にすることができません。

注4： 状況により、追加で書類の提出をお願いすることがあります。ご不明な点は、健康保険組合までお問い合わせください。